



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

851	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	1
852	〃	(〃).....	1
853	〃	(〃).....	2
854	救急病院の認定	(医務課).....	2
855	海南市営換地計画(孟子地区)の認可申請の適否決定等	(農業農村整備課).....	2
856	木材業者等の登録	(林業振興課).....	2
857	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	3
858	保安林の指定施業要件の変更	(〃).....	3
859	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課).....	4

○ 公安委員会告示

30	警備員指導教育責任者講習の実施	4
----	-----------------	-------	---

○ 警察本部告示

8	取調べ録音録画装置貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	7
9	一般競争入札による落札者の決定	9

○ 監査公表

	監査公表第24号	9
--	----------	-------	---

○ 諸報

	入札公告	(警察本部).....	13
--	------	-------------	----

告 示

和歌山県告示第851号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年7月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社MALLOW	和歌山市松江北五丁目566-31	マロウ訪問看護ステーション	令和 5.7.1

和歌山県告示第852号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年7月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社TERADA	御坊市湯川町財部889	こころケアステーション和歌山	令和 5.7.1

和歌山県告示第853号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年7月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社桜桃	紀の川市窪149-4	訪問看護ステーション樹	令和 5.7.1

和歌山県告示第854号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年7月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 向陽病院
- 2 所在地 和歌山市津秦40
- 3 有効期限 令和8年7月6日

和歌山県告示第855号

海南市営換地計画（孟子地区）の認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、当該申請を適当と決定したので、同法第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申出をすることができる。

令和5年7月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年7月18日から同年8月15日まで
- 3 縦覧場所
海南市まちづくり部建設課

和歌山県告示第856号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木

材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和5年7月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
	7005		令和 5. 6. 12	新宮市あけぼの4-7	KNK wood works合同会社 代表社員 瀧岡俊太	製材	新宮市あけぼの4-7

和歌山県告示第857号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年7月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第858号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年7月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第859号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和5年7月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町出雲又は潮岬に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	出雲・上野棒受網
	東牟婁郡串本町田並又は和深に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	田並・和深棒受網
	東牟婁郡串本町串本に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	串本棒受網
紀州日高漁業協同組合の地区	日高郡みなべ町埴田に住所又は根拠地を有する者が行う機船船びき網漁業	南部船びき網

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第30号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年7月14日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

警 備 業 務 の 区 分	実 施 期 日	実 施 場 所	定 員
法第2条第1項第2号の業務（以下「2号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（2号）」という。）	令和5年9月7日（木）から同月15日（金）までの土曜日及び日曜日を除く7日間	和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛	新規取得講習（2号）及び追加取得講習（2号）合わせて30名
2号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（2号）」という。）	令和5年9月12日（火）から同月15日（金）までの4日間		

備考

新規取得講習（2号）の一部については、追加取得講習（2号）と合同で実施する。

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習（2号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」とい

う。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習（2号）

2号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者は、令和5年8月1日（火）から同月3日（木）まで（各日とも午前10時から午後5時まで）の間に、(3)の注意事項に留意の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（受講受付専用電話：073-423-3344）に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出により受講受付番号を取得した者を、受講予定者とする。

(2) 申込受付

(1)により受講予定者となった者は、令和5年8月8日（火）から同月10日（木）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）の間に、4及び5の必要書類等を和歌山県内の最寄りの警察署（有田湯浅警察署有田分庁舎及び新宮警察署申本分庁舎を含む。）に提出すること（郵送による提出は受け付けない。）。

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

ア 事前申出は、受講受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受講を希望する者又は受講予定者に関する受付担当者からの質問等に回答できる者が行うこと（回答できない場合は受け付けない。）。

オ 事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合は、当該事前申出を無効とする。

カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

4 申込時の必要書類

(1) 新規取得講習（2号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2の（1）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

（ア）2の（1）のイに該当する者

2号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

（イ）2の（1）のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

（ウ）2の（1）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通

（エ）2の（1）のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

（オ）2の（1）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

(2) 追加取得講習（2号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の（2）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

（ア）2の（2）のイに該当する者

警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

（イ）2の（2）のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

（ウ）2の（2）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通

（エ）2の（2）のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

（オ）2の（2）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

(3) (1) 及び (2) に掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情

を疎明した上で2の（1）のア、ウ若しくはオ又は2の（2）のア、ウ若しくはオに該当することを誓約する書面及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。

5 手数料

手数料は、和歌山県証紙により納付すること。

- (1) 新規取得講習（2号） 38,000円
- (2) 追加取得講習（2号） 14,000円

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
- (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲・営業等企画係
電話番号 073-423-0110（内線3046、3047）

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第8号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、取調べ録音録画装置賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和5年7月14日

和歌山県警察本部長 山崎 洋平

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

取調べ録音録画装置賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

取調べ録音録画装置賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る録音録画装置賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から起算して過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とはアに掲げる要件を、同等規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。

ア 仕様書に記載する機能を有する録音録画装置その他これに類する録音録画装置について、リース又はレンタルを行い、かつ、保守点検を行った実績を有すること。

イ アに掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

- (6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

(8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

(9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

カ 誓約書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

ケ 2の（5）に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

コ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

（ア）障害発生時の連絡体制図を添付していること。

（イ）営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからカまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ、カ、キ、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和5年7月14日（金）から同年8月2日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年7月14日（金）から同年8月3日（木）までの間に、和歌山県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和5年7月14日（金）から同年8月8日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和5年8月8日（火）午後5時までに、5に掲げる場所に必着させなければな

らない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

刑事企画課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-2779

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和5年8月22日（火）までに通知するものとする。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、令和5年8月30日（水）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に定める場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和5年9月4日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県警察本部告示第9号

和歌山県警察通信指令システム更新委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年7月14日

和歌山県警察本部長 山 崎 洋 平

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県警察通信指令システム更新委託及び賃貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和5年6月1日

4 落札者の氏名及び住所

三菱HCキャピタル株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

5 落札金額

1,496,325,600円（うち消費税及び地方消費税の額136,029,600円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和5年3月28日

監 査 公 表

和歌山県監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年7月14日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求

1 請求人

省略

2 請求年月日

令和5年4月28日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨（原文のまま）

アドバイスの内容が不当だ。（「が」と「不」の間上部に「契約」の記載あり）

令和4年4月28日 前仁坂吉伸和歌山県知事 和歌山IRカジノの開設に付き「アドバイザリ業務に関する委託費」約3億円の一部を出金した。入場規制本人や家族が申告可能ルール「世界一きびしいルール」と発表した。ならばシンガポール国生活保護パーソン入場不可規定有秘匿した。ドメスティックバイオレンスの傷害致死事件ギャンブル依存症者が入場禁止 自己申告は低確率予見 憲法30条納税義務果たす以前にギャンブルを行うのは国民の3大義務に違法だ。カジノに入場し、カジノ側に利益を与え納税（カジノコントロールact2006-a）を後回しにした。地方税法施行令第245号 徴収義務違反は刑法247条背任罪未遂 刑法250条未遂も罰する 和歌山県税事務所 子供の貧困を取り巻く本県の現状と課題で証明

証拠 甲1号証 支出票令和4年4月28日他 別紙の通り。

(2) 添付資料（原文のまま）

- ア 甲1号証 徴税吏員
- イ 甲2号証 地方団体の長の権限の委任
- ウ 甲3号証 県税事務所の長に対する知事の権限の委任
- エ 甲4号証 支出表
- オ 甲5号証 子供の貧困を取り巻く本件の現状と課題
- カ 甲6号証 和歌山県措置請求書 令和3年3月11日付け
- キ 甲7号証 住民監査請求墨塗

4 補正について

(1) 補正依頼

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する請求の要件を具備しているかどうか不明な点が存在したことから、請求人に対し、令和5年5月15日付けで補正依頼通知等を送付し、同月26日に補正書が提出された。

(2) 補正書の内容（原文のまま）

ア 仁坂吉伸前和歌山県知事は、EY新日本有限責任監査法人に対して財務会計上の支出した和歌山IRカジノアドバイザリー料金の一部54,498,650円を、返還もしくは、損害賠償等せよと勧告を希求する。

イ 理由、違法違憲不当

IRカジノ法よりも、最高法規である憲法30条国民の三大義務、納税義務を優先する入場規制を明記せず、「短パンサンダル禁止」とドレスコード規制をもって「世界一厳しい入場規制」と虚偽説明繰り返した。

ウ シンガポール国【カジノコントロール法第165条A】IRカジノ生活保護パーソン入場禁止規制。

エ 仁坂吉伸前和歌山県知事に対して、違憲違法不当指摘し、改善要求したが6回の説明会場や2度のシンポジウムでも、「突飛なこと除外」と説明した。南と北コミュニケーションセンターでは刑法193条職権乱用罪似て110番臨場警察官に対して告発したが改善なきは、著しい犯意と断定する。

オ 仁坂吉伸前和歌山県知事は、【和歌山県税条例第2条(1)】地方税の賦課徴収事務に従事する地方団体の吏員である。

カ 完納税の以前に未納・延滞状態は、違憲違法不当である状態のギャンブラーを和歌山IRカジノは、まずは服装ドレスコード「短パンサンダル禁止」でなければ入場禁止規制出来ないのは、知事職は地方税の賦課徴収事務に従事する地方団体の吏員の長である。

キ よって、刑法247条背任罪未遂250条既遂である。刑事訴訟法239条2項「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」のは故意悪意の証明である。以上

第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、令和5年6月1日に受理を決定した。

なお、補正に要した日数は、法第242条第6項に規定されている監査期間の60日から除外した。

第3 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

請求人は、知事が任命権者のため監査委員では公正な監査を行うことができないとして監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めているが、監査委員は、法第198条の3第1項において、その職務を遂行するに当たっては、監査基準に従い、常に公正不偏の態度を保持して、監査等を行わなければならないと規定されている。また、本件事案は、請求内容から判断して、監査委員では判断できない高度な専門的知識を必要とする事案とは認められない。

したがって、外部監査人による監査の必要はないと判断した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求内容を勘案し、和歌山IRに関するアドバイザー業務に関する委託契約（以下「本件契約」という。）に基づく令和3年度の委託費の支出について、法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」に該当するのかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

和歌山県企画部

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和5年6月12日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から証拠書類として、インターネット掲載の記事の写しと思われる資料1枚、書籍の表紙の写しと思われる資料1枚及び同じ書籍の中のページの写しと思われる資料1枚の計3枚の資料が提出されたが、請求書の記載事項を補足する新たな意見陳述はなかった。

第5 監査の結果

1 主文

本件請求は、請求人の主張に理由がないので棄却する。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査、監査対象機関からの事情聴取等から、次の事項について

確認した。

- (1) 平成31年4月1日に県がEY新日本有限責任監査法人（以下「委託事業者」という。）と締結した3年にわたる和歌山IRに関するアドバイザー契約における委託事業者の役割は、あくまでも県の要請に基づきアドバイスを行うものであり、最終的にその成果物に対する責任は県にあること。
- (2) 本件契約に基づいて令和3年度に実施されたアドバイザー業務（以下「当該業務」という。）に、カジノ施設への入場規制の在り方に関するアドバイスが含まれているが、不当なアドバイスが含まれている、又は重要なアドバイスが欠落しているとまでは確認できなかったこと。
- (3) 委託事業者からのアドバイスには、「世界一厳しい入場規制」というような表現は含まれていないこと。
- (4) 本件契約について、契約書所定の手続に不備はなく、また委託業務も適正に履行されていること。

3 監査対象機関（和歌山県企画部）の主張の要旨

企画部の主張の要旨は、概ね以下のとおりである。

本件契約に基づく業務の目的は、県が誘致を目指していた特定複合観光施設、いわゆる「和歌山IR」の誘致実現に向けて、国からの区域認定を受けるために必要な手続である実施方針の策定、IR事業者の公募・選定、区域整備計画の作成等について、委託事業者の金融・財務・法務・技術面等の専門知識・ノウハウを活用した一貫した業務支援を受けるものであり、委託事業者による業務支援は適正に実施された。

令和3年度は、和歌山県特定複合観光施設区域整備計画（以下「区域整備計画」という。）の作成を行った年度であり、カジノ施設に対する入場規制の項目は区域整備計画への記載事項であったことから、当該業務には入場規制に関するアドバイスもあったということになる。

ただし、委託事業者の役割は、契約内容を踏まえ、あくまでも区域認定を受けるために必要となる一連の過程において、県の要請に基づきアドバイスを行うものであり、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「IR整備法」という。）では区域整備計画の作成者は都道府県等とされていることから、最終的にその成果物に対する責任は県にある。

なお、IR整備法では、生活保護受給者や税金の未納者・滞納者に関する入場規制は設けられておらず、県としてその点について委託事業者にアドバイスを求めていることから、そういった「アドバイスを怠った委託事業者に対して委託料を支払うのは違法又は不当である」との主張は当たらないものとする。

また、カジノ施設への入場規制に関して、「世界最高水準のカジノ規制」という表現は、あくまでも国が使用した文言であり、県はそれに加えて独自の上乗せ規制を行う計画であったことから、その文言をそのまま使用していたものであり、委託事業者が、和歌山IRの入場規制が世界一厳しいといった表現を用いた資料を県に提出した事実はない。

次に、本件委託費の支出に当たっては、業務完了報告書の確認及び提出、検査調書の作成等契約上必要とされる手続を適正に実施した上で行っている。

第6 監査委員の判断

本件請求において、請求人は、和歌山IRカジノの開設に関する「アドバイザー業務に関する委託費」について、「違法若しくは不当な公金の支出」の理由として、主に次の点を主張している。

本件契約に基づく業務について、委託事業者からの県に対するアドバイスの内容が不当である。特に、カジノ施設への入場規制の在り方が不当であり、また、県が世界一厳しい入場規制であると虚偽説明を繰り返したことから、本件契約に基づく令和3年度の委託費の支出は違法又は不当である。

このことについて、監査委員は次のとおり判断する。

当該業務に、カジノ施設への入場規制の在り方に関するアドバイスが含まれているかについて企画部から当該業務の内容を聴取したところ、令和3年度は区域整備計画の作成を行った年度であり、カジノ施設に対する入場規制の項目は区域整備計画への記載事項であることから、当該業務に入場規制に

関するアドバイスも含まれているとの説明があったが、不当なアドバイスが含まれている、又は重要なアドバイスが欠落しているとまでは確認できなかった。

上記にあるように区域整備計画にはカジノ施設への入場規制の項目が含まれているが、その区域整備計画は、委託事業者のアドバイスを踏まえた上で、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）及びIR整備法等に基づき県の総合的な判断により作成されたものであり、委託事業者からのアドバイスと区域整備計画は別個のものである。

また、県が世界一厳しい入場規制であると虚偽説明を繰り返したとの主張について、入場規制の厳しさに関する県の説明が委託事業者のアドバイスに基づくものであったというような事実及びその説明が明らかに虚偽であったという事実は、関係書類及び企画部からの説明では確認できなかった。さらに、県が県民に対して行った説明の内容いかんによって、委託事業者への委託費の支払の適否が左右されるような事情も見当たらない。

以上のことから、本件契約について、契約書所定の手続に不備がなく、委託業務が適正に履行されたと認められる限り、アドバイスの内容いかんによって委託費の支出が違法又は不当とはならないものと判断する。

そこで、本件契約に関する関係書類を監査した結果、契約書所定の手続について不備はなく、また委託業務も適正に履行されていることから、本件支出は「違法若しくは不当な公金の支出」とは認められない。

よって、請求人の主張には理由がない。

諸 報

入 札 公 告

取調べ録音録画装置賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年7月14日

和歌山県警察本部長 山 崎 洋 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和5年度から令和12年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

取調べ録音録画装置賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

令和6年3月1日から令和13年2月28日までの間

(4) 調達役務の仕様等

取調べ録音録画装置賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札金額

月額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和5年和歌山県警察本部告示第8号に規定する取調べ録音録画装置賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-2779

(2) 期間

令和5年7月14日（金）から同年8月2日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和5年7月14日（金）から同年8月3日（木）までの間に、刑事企画課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

令和5年9月5日（火）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年9月4日（月）午後5時までに刑事企画課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額（月額）に84を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額（月額）に84を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、刑事企画課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していないものは、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease and maintenance of Audio and video recording system for interrogation

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. Tuesday 5 September 2023 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.
Monday 4 September 2023)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120